

○学長選考・監察会議委員が学長候補適任者となった場合の取扱いに関する申合せ

- 1 国立大学法人山梨大学学長の選考に関する細則第4条の規定に基づき、委員が学長候補適任者として推薦された場合は、当該推薦された委員は学長選考・監察会議委員を辞任するものとする。
- 2 前項において、国立大学法人山梨大学学長選考・監察会議規則第2条第1項第1号の委員（以下「学外委員」という。）及び同項第2号の委員（以下「学内委員」という。）の数は、それぞれが同数となるように次の各号により順次取り扱うものとする。
 - (1) 学外委員が委員を辞任する場合は、教育研究評議会の議に基づき、同数の学内委員が委員を辞任するものとする。
 - (2) 学内委員が委員を辞任する場合は、学外委員の人数と同数になるように、新たに教育研究評議会において選出された者を後任とする。
- 3 その他必要な取り扱い事項は、学長選考・監察会議において決定する。

附 記

- 1 この申合せは、令和4年4月1日から実施する。
- 2 次期学長選考に関する申合せ（平成20年6月19日実施）は廃止する。